



# 栃木県公報

令和6(2024)年  
1月30日(火)  
第475号

## 目次

### 告示

○救急医療機関の指定	73
○社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録	73
○予定保安林	74
○特定計量器の定期検査の実施	75
○道路の供用開始	76

### 公告

○土地改良区清算人の就職	77
--------------	----

## 告示

### 栃木県告示第71号

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関を次のとおり定めたので、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定により告示する。

令和6(2024)年1月30日

栃木県知事 福田 富一

名称	所在地	有効期限
学校法人獨協学園 獨協医科大学日光医療センター	日光市森友145番1	令和6(2024)年2月1日から 令和9(2027)年1月31日まで
医療法人徳真会 真岡病院	真岡市荒町3丁目45番地16	令和6(2024)年2月1日から 令和9(2027)年1月31日まで
日本赤十字社 那須赤十字病院	大田原市中田原1081-4	令和6(2024)年2月1日から 令和9(2027)年1月31日まで
学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学塩谷病院	矢板市富田77番地	令和6(2024)年2月1日から 令和9(2027)年1月31日まで
医療法人宏仁会 本庄記念病院	足利市堀込町2859番地	令和6(2024)年2月1日から 令和9(2027)年1月31日まで

(医療政策課)

### 栃木県告示第72号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定による登録特定行為事業者の登録をしたので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年1月30日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	事業者		事業所		登録の年月日	特定行為の種類
	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地		
092600012	合同会社Daisy	那須塩原市鍋掛1085-497	生活介護事業所 デイジー	那須塩原市鍋掛1085-497	令和6 (2024)年 1月22日	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養

(障害福祉課)

## 栃木県告示第73号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6（2024）年1月30日

栃木県知事 福田 富一

## I

- 保安林予定森林の所在場所  
那須塩原市鳴内字多木山1643、1645
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字多木山1643・1645（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須塩原市役所に備えて縦覧に供する。〕

## II

- 保安林予定森林の所在場所  
大田原市北滝字松ノ峰1422、1423、1426
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字松ノ峰1422（次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第74号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により次のとおり特定計量器の定期検査を行うので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和6(2024)年1月30日

栃木県知事 福田 富一

- 1 計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査(2の(1)の定期検査を除く。)

区 域	期 日		場 所
	年 月 日	時 間	
日 光 市	令和6(2024)年5月28日 (火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	日光市足尾町通洞9 日光市銅ふれあい館
	令和6(2024)年5月29日 (水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	日光市御幸町4-1 日光市役所日光庁舎
	令和6(2024)年5月30日 (木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和6(2024)年5月31日 (金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	日光市今市本町1 日光市役所本庁舎車両棟
	令和6(2024)年6月4日 (火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和6(2024)年6月5日 (水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和6(2024)年6月6日 (木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和6(2024)年6月7日 (金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	日光市鬼怒川温泉大原1406-2 日光市役所藤原庁舎
	令和6(2024)年6月10日 (月)	午後1時から午後3時まで	日光市黒部54-1 日光市役所栗山庁舎
塩 谷 町	令和6(2024)年6月11日 (火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	塩谷町大字玉生681 玉生コミュニティセンター
さくら市	令和6(2024)年6月12日 (水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	さくら市氏家2730 さくら市氏家体育館
	令和6(2024)年6月13日 (木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和6(2024)年6月14日 (金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	さくら市喜連川4397-1 さくら市喜連川公民館
高根沢町	令和6(2024)年6月17日 (月)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	高根沢町大字石末2053 高根沢町役場

鹿沼市	令和6(2024)年6月18日(火)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	鹿沼市口栗野1780 栗野コミュニティセンター
	令和6(2024)年6月19日(水)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	
	令和6(2024)年6月20日(木)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	鹿沼市樅山町162-2 北押原コミュニティセンター
	令和6(2024)年6月21日(金)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	
	令和6(2024)年6月24日(月)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	鹿沼市御成橋町2-2197-1 菊沢コミュニティセンター
	令和6(2024)年6月25日(火)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	
	令和6(2024)年6月26日(水)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	
日光市 塩谷町 さくら市 高根沢町 鹿沼市	各区域の期日の初日から令和6(2024)年12月20日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	宇都宮市ゆいの杜1-5-64 栃木県計量検定所

2 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で行う定期検査

(1) 計量法施行令第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査

区 域	期 日
日光市、塩谷町	令和6(2024)年6月18日(火)から同年12月20日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
さくら市、高根沢町	令和6(2024)年6月25日(火)から同年12月20日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
鹿沼市	令和6(2024)年7月2日(火)から同年12月20日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(2) 計量法施行令第10条第1項第2号に掲げる特定計量器の定期検査

区 域	期 日
栃木県の区域(宇都宮市の区域を除く。)	令和6(2024)年5月28日(火)から同年12月20日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(産業政策課)

栃木県告示第75号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県土整備部道路保全課において、令和6(2024)年1月30日から同年2月28日まで一般の縦覧に供する。

令和6(2024)年1月30日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
315	主要地方道 西那須野那須線	那須塩原市埼玉246から 那須塩原市埼玉182まで	令和6(2024)年 1月30日

(道路保全課)

**告 示**

## ○土地改良区清算人の就職

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人について就職の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により公告する

令和6(2024)年1月30日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	清算人氏名	住 所	就 職 年 月 日
風見上平 土地改良区	樋山 正勝	塩谷郡塩谷町大字上平258	令和5(2023).11.30
	小林 孝男	〃 〃 大字大宮1038-2	〃
	渡辺 肇	〃 〃 大字風見1162-2	〃
	細井敬一郎	〃 〃 大字上平244	〃
	神長 暉	〃 〃 〃 608	〃

(農地整備課)